

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		収納事務（こどもみらい課）			
作成（修正）年月日	令和8年4月1日	行政機関等の名称	鎌倉市長	登録番号	228
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こどもみらい部 こどもみらい課	事務 区分	☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 特定課共通事務⇒	[特定課名]
個人情報ファイルの利用目的		収納事務			
特定個人情報の有無		☐ 有 ☒ 無	取扱 件数	☒ 1,000 件以上 ☐ 1,000 件未満	
記録項目	戸籍的事項	☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 生年月日 ☒ 住所 ☐ ☐			
	経歴能力等	☐ 学歴 ☐ 職歴 ☐ 賞罰 ☐ 所属団体 ☐ 資格 ☐ 学年			
	収入資産等	☐ 収入 ☐ 資産内容 ☐ 課税額 ☐ 公的扶助 ☐			
	個人の生活	☒ 家族構成 ☐ 扶養関係 ☐ 住居環境 ☐ 健康状態 ☐			
	その他	☐ 相談内容 ☐ 苦情 ☐ 趣味 ☒ 電話番号 ☐ FAX 番号 ☒ メールアドレス ☒ 個人識別符号 ☐ マイナンバー ☐ 印影 ☒ 口座内容 ☐ 画像 ☐ 学年 ☐ 意見 ☐ 認定情報			
	要配慮個人情報の 取扱い	☐ 有⇒ ☒ 無	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 社会的身分 ☐ 犯罪経歴 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐ 犯罪被害 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 健康診断等結果 ☐ 医師等による指導・診療・調剤	☐ 法令等（名称： ） ☐ 審議会意見 （ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 上記以外（審議会への報告）	
記録範囲		児童福祉費負担金・延長利用料・給食費・一時預かり及び乳児等通園支援事業にかかる納入義務者			
記録情報の収集方法		☒ 本人 ☒ 本人以外⇒	収集先 収集の根拠	所属施設、対象施設 ☐ 法令等（名称： ） ☒ 本人同意 ☐ 審議会意見 （ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 上記以外（審議会への報告）	
個人情報ファイルの利用		保有課名	保育課	個人情報ファイル簿の名称(番号)	240 保育所入所事務 243 一時預かり事務
		根拠	個人情報の保護に関する法律第69条 ☐ 第1項（法令）根拠法令（ ） ☐ 第2項第1号（本人同意） ☒ 第2項第2号（上記以外の利用） ☐ 答申有（ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 答申無（審議会への報告）		
個人情報ファイルの利用		保有課名	市民課	個人情報ファイル簿の名称(番号)	202 住民基本台帳事

	務		
	根 拠	個人情報の保護に関する法律第 69 条 ☐ 第 1 項（法令）根拠法令（ ） ☐ 第 2 項第 1 号（本人同意） ☒ 第 2 項第 2 号（上記以外の利用） ☒ 答申有（ ☐ 類型答申第 号 ☒ 個別答申第 9 号） ☐ 答申無（審議会への報告）	
収 集 の 時 期	☒ 定期（4 月～3 月） ☐ 随時 ☐ その他（ ）		
記 録 の 形 態	☒ 文書 ☒ 電磁的記録（記録媒体：HDD） ☐ その他（ ）		
電子計算機の処理	☐ 無 ☒ 有（個別システム名：鎌倉市福祉総合システム、誰でも決済（一時預かり、乳児等通園支援事業）		
目 的 外 利 用	目的外利用課名		個人情報ファイル簿の名称(番号)
	根 拠	個人情報の保護に関する法律第 69 条 ☐ 第 1 項（法令）根拠法令（ ） ☐ 第 2 項第 1 号（本人同意） ☐ 第 2 項第 2 号（上記以外の利用）	
記録情報の経常的提供先	☐ 有⇒ ☒ 無	提供先	
		個人情報の内容	
		提供の方法	☐ オンライン結合 ☐ 答申有（ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 答申無（審議会への報告） ☐ その他の方法（ ）
		根拠	個人情報の保護に関する法律第 69 条 ☐ 第 1 項（法令）根拠法令（ ） ☐ 第 2 項第 1 号（本人同意） ☐ 第 2 項第 号（上記以外の利用） ☐ 答申有（ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 答申無（審議会への報告）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	鎌倉市総務部総務課市政情報担当 〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町 1 8 - 1 0		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等			
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	（根拠法令）鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例 鎌倉市立保育園幼児主食提供事業実施要綱 鎌倉市立保育園幼児副食提供事業実施要綱 児童福祉法 56 条 地方自治法 231 条 国税徴収法第 141 条 債権管理条例第 8 条
継 続 用 紙 使 用	☒ 無 ☐ 有